

## 2 職員の勤務条件等について

### (1) 職員の勤務時間

#### ア 職員の勤務時間（標準）

1週間の正規の勤務時間	1日の正規の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
40時間	8時間	8:30	17:15	12:15～13:00

(参考) 職員の勤務時間に関する条例（昭和27年島根県条例第9号）、職員の勤務時間に関する規則（平成元年島根県人事委員会規則第5号）、職員の勤務時間に関する規程（平成元年島根県訓令第5号）及び職員の勤務時間に関する規程（平成4年島根県教育委員会訓令第5号）（知事部局等、教育委員会、警察本部）

#### イ 休暇の概要

種類	概要
年次有給休暇	1年（※暦年）につき20日 年末に年次有給休暇の使用残日数があるときは、20日を限度として翌年に繰り越すことができる。
公務傷病等休暇	職員が公務上又は通勤により負傷し、疾病にかかった場合において任命権者が療養を必要と認めたときは、その療養期間中は有給休暇
私傷病休暇	職員が負傷し、又は疾病にかかった場合において、任命権者が療養を必要と認めたときは、結核性疾患1年、人事委員会規則で定める特定の疾患180日、その他の疾患90日の期間は有給休暇
夏季休暇	7月から9月までの間に4日以内
生理休暇	生理日の就業が著しく困難な職員は、2日を超えない範囲内で生理休暇の取得が可能
産前産後休暇	産前：8週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）以内に出産する予定である女子職員が請求した場合 → 出産の日までの請求した期間 産後：女子職員が出産した場合 → 出産日の翌日から8週間を経過する日までの期間
慶弔休暇	本人の結婚：7日以内 妻の出産：3日以内 忌引：配偶者10日以内、父母7日以内（血族）等 父母、配偶者及び子の祭日：年各々1日
介護休暇	職員が、親族で負傷、疾病又は老齢により2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障がある者の介護をするため、6月の期間内で介護休暇を受けることができる。休暇期間中の給与は減額
特別休暇	特別休暇は、風水震災その他の天災地変による職員の現住居の滅失又は破壊、生後満3年に達しない子を育てる場合（育児時間）等、特定の事由がある場合に限り与える

(参考) 職員の休日及び休暇に関する条例（昭和27年島根県条例第10号）、職員の休日及び休暇に関する規則（昭和27年島根県人事委員会規則第4号）、島根県企業局職員就業規程（昭和48年公営企業管理規程第2号）、島根県病院局職員就業規程（平成19年島根県病院局管理規程第8号）、県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する条例（昭和31年島根県条例第36号）及び県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する規則（昭和31年島根県人事委員会規則第11号）

#### ウ 特別休暇の種類（主なもの）

種類	付与日数
骨髄提供のための休暇	必要と認める期間
ボランティア休暇	5日以内
育児時間	満1歳まで1日120分以内、満1歳～3歳まで60分以内（30分を単位として2回に分けて取得可）満1歳まで：1日2回それぞれ60分以内
男性職員の育児参加のための休暇	5日以内
子の看護のための休暇	5日以内（中学校就学の始期に達するまでの子を複数養育する場合は6日以内）
就業禁止（安衛法第68条）	必要と認める期間
妊娠障害（つわり）	2週間以内

(2) 職員の分限及び懲戒処分の状況

ア 分限処分者数

知事部局等

処分の種類 処分事由	降 任	免 職	休 職	降 給	合 計
勤務実績がよくない場合 (地公法第 28 条第 1 項第 1 号)	0	0	0	0	0
心身の故障の場合 (地公法第 28 条第 1 項第 2 号) (地公法第 28 条第 2 項第 1 号)	0	0	4 4	0	4 4
職に必要な適格性を欠く場合 (地公法第 28 条第 1 項第 3 号)	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0
合 計	0	0	4 4	0	4 4

教育委員会

処分の種類 処分事由	降 任	免 職	休 職	降 給	合 計
勤務実績がよくない場合 (地公法第 28 条第 1 項第 1 号)	0	1	0	0	1
心身の故障の場合 (地公法第 28 条第 1 項第 2 号) (地公法第 28 条第 2 項第 1 号)	0	0	1 3 2	0	1 3 2
職に必要な適格性を欠く場合 (地公法第 28 条第 1 項第 3 号)	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0
合 計	0	1	1 3 2	0	1 3 3

(注) 県費負担教職員含む。

警察本部

処分の種類 処分事由	降 任	免 職	休 職	降 給	合 計
勤務実績がよくない場合 (地公法第 28 条第 1 項第 1 号)	0	0	0	0	0
心身の故障の場合 (地公法第 28 条第 1 項第 2 号) (地公法第 28 条第 2 項第 1 号)	0	0	3	0	3
職に必要な適格性を欠く場合 (地公法第 28 条第 1 項第 3 号)	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0
合 計	0	0	3	0	3

イ 懲戒処分者数

知事部局等

処分事由 \ 処分の種類	戒告	減給	停職	免職	合計
法令に違反した場合 (地公法第29条第1項第1号)	0	0	3	0	3
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合 (地公法第29条第1項第2号)	0	0	0	0	0
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合 (地公法第29条第1項第3号)	0	0	0	0	0
合計	0	0	3	0	3

教育委員会

処分事由 \ 処分の種類	戒告	減給	停職	免職	合計
法令に違反した場合 (地公法第29条第1項第1号)	0	0	2	1	3
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合 (地公法第29条第1項第2号)	0	0	0	0	0
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合 (地公法第29条第1項第3号)	0	0	0	0	0
合計	0	0	2	1	3

(注) 県費負担教職員含む

警察本部

処分事由 \ 処分の種類	戒告	減給	停職	免職	合計
法令に違反した場合 (地公法第29条第1項第1号)	0	0	0	0	0
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合 (地公法第29条第1項第2号)	0	0	0	0	0
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合 (地公法第29条第1項第3号)	1	0	0	0	1
合計	1	0	0	0	1

(3) 職員のサービスの状況

ア 職員の年次有給休暇の取得状況

区分	総付与日数 a (日)	総取得日数 b (日)	全対象職員数 c (人)	平均取得日数 b/c (日)	消化率 b/a (%)
知事部局等	157,173	43,459	4,006	10.8	27.7
教育委員会	110,301	30,887	2,859	10.8	28.0
警察本部	67,080	11,370	1,677	6.8	16.9
合計	334,554	85,716	8,542	10.0	25.6

(注) 対象期間：暦年（平成19年1月1日～平成19年12月31日）

イ 育児休業の取得状況

区 分		育児休業 取得者数	うち両休業 取得者数		部分休業 取得者数
知事部局等	男性職員	0	0	0	
		0	0	0	
	女性職員	58	0	0	
		58	0	0	
教育委員会	男性職員	1	0	0	
		0	0	0	
	女性職員	134	0	1	
		153	0	0	
警察本部	男性職員	0	0	0	
		0	0	0	
	女性職員	6	0	0	
		7	0	0	
計		199	0	1	
		218	0	0	

(注)「育児休業取得者数」、「部分休業取得者数」、「うち両休業取得者」の欄の上段には平成19年度に新たに育児休業（部分休業）を取得した者、下段には育児休業（部分休業）の期間が平成18年度から19年度にかけて引き続いている者の数。

ウ 介護休暇の取得状況

		介護休暇 取得者数	休暇の取得形式	
			全日型 中心	時間型 中心
知事部局等	男性職員	0	0	0
	女性職員	1	1	0
教育委員会	男性職員	5	4	1
	女性職員	11	10	1
警察本部	男性職員	2	2	0
	女性職員	1	1	0
計		20	18	2

		介護休暇承認期間					
		1月以下	1月超え 2月以下	2月超え 3月以下	3月超え 4月以下	4月超え 5月以下	5月超え
知事部局等	男性職員	0	0	0	0	0	0
	女性職員	0	0	0	0	0	1
教育委員会	男性職員	3	1	1	0	0	0
	女性職員	3	5	0	0	0	3
警察本部	男性職員	1	1	0	0	0	0
	女性職員	1	0	0	0	0	0
計		8	7	1	0	0	4

(4) 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

ア 研修の状況

一般職員（自治研修所）

研修名等	研修回数	研修日数	受講者数	備 考
新規採用職員	9	32	317	市町村職員含む。
採用2年目	2	4	15	
一般職員第Ⅰ課程	6	12	187	市町村職員含む。
一般職員第Ⅱ課程	9	18	308	市町村職員含む。
新任主任	3	6	128	
中堅職員	8	16	312	市町村職員含む。
新任係長	5	10	133	市町村職員対象
新任企画員	3	6	97	
新任GL	4	6	153	
新任課長補佐	2	4	107	市町村職員対象
新任課長	3	6	150	市町村職員含む。
課長3年目	4	4	117	市町村職員含む。
特別研修	45	83	1,314	24講座（法務能力開発等）市町村職員含む。

教育職員（松江教育センター・浜田教育センター）

研修名等	研修回数	研修日数	受講者数	備 考
初任者	27	52	521	第Ⅰ回～第Ⅶ回、宿泊研修会
経験者	14	36	477	6年目研修、11年目研修
管理職	31	41	1,582	新任校長・教頭、校長・教頭
各主任等	35	36	2,480	特殊教育専任教員研修、教務主任研修
テーマ研修	44	76	1,187	学校栄養職員研修、体育科実技研修等
能力開発	72	119	2,070	教科等、生徒指導等、情報教育

（注）対象：小学校、中学校、高等学校、特殊教育諸学校及び幼稚園の教育職員

警察職員（警察学校）

研修名等	研修回数	研修日数	受講者数	備 考
初任科	3	652	76	短期課程（6月）、長期課程（10月）
一般職員初任科	1	24	5	警察主事対象
初任補修科	3	200	87	短期課程（2月）、長期課程（3月）
警部補・巡査部長任用科	2	23	38	
部門別任用科	4	77	40	刑事、交通、警備
専科（業務に直結）	28	187	314	交通事故事件捜査、被害者対策等

イ 勤務成績の評定状況

区 分	項 目	評定回数	評定時期	評定対象者数
知事部局等	人事評価（管理職）	2	19年10月、20年3月	515人
	勤務評定（一般職）	1	19年11月	3,968人
教育委員会	人事評価（管理職）	2	19年9月、20年3月	112人
	勤務評定（一般職）	1	19年11月	584人
	勤務評定（県立学校教育職員）	1	20年2月	2,028人
警 察	勤務評定	1	19年12月	1,643人

(5) 職員の福祉及び利益の保護の状況

ア 安全衛生管理体制

選任状況 区分	総括安全衛生管理者		安全管理者		衛生管理者			安全衛生推進者等	
	専任すべき 事業場数	うち専任 事業場数	専任すべき 事業場数	うち専任 事業場数	専任すべき 事業場数	うち専任 事業場数	専任者数	専任すべき 事業場数	うち専任 事業場数
知事部局等	5	5	7	7	19	19	25	51	51
教育委員会	0	0	0	0	32	32	33	36	36
警察本部	0	0	0	0	8	6	10	5	5

選任状況 区分	産 業 医				委 員 会				
	専任すべき 事業場数	うち専任 事業場数	専任者数	実専任者数	衛生委員会		安全委員会		左のうち、安全衛生 委員会として設置 している事業場数
					設置すべき 事業場数	うち設置 事業場数	設置すべき 事業場数	うち専任 事業場数	
知事部局等	19	19	19	12	19	19	7	7	7
教育委員会	32	32	32	32	32	32	0	0	0
警察本部	8	8	8	7	8	6	0	0	0

イ 職員のための福利厚生活動事業費

知事部局等

事業名	事業の概要・目的	決算額 (千円)
職員会館管理・運営事業	職員が健康づくりや文化的教養を高める施設として、職員会館の管理・運営を行う。	11,681
労働安全・衛生事務	職員が職場で安全で健康に働けるようにするため、安全衛生委員会の開催や、安全管理者、衛生管理者及び産業医の設置等を行う。	3,023
健康相談・指導事務	職員が身体の疾病を予防し、健康の保持及び増進に関して適切なアドバイスが受けられるように健康相談、健康教育等を実施する。	28
メンタルヘルス対策事業	精神疾患の予防や病気、医療に関して適切なアドバイスが受けられるように職員相談、専門相談、研修等を実施する。	5,146
心身の健康保持増進事業	職員の心身の健康保持増進を図ることにより、職員の親睦と活力の向上を養うことを目的とし、スポーツ及び文化事業を実施する。	6,228
ライフプラン事業	職員が将来に向けて生活設計が立てられるようにライフプラン講座等を実施する。	0
健康診断事業	職員に対して、法定健康診断及び生活習慣病対策としての各種健康診断を実施する。	51,592
被服貸与費	島根県職員被服等貸与規定に基づき職員に被服（作業衣、白衣等）を貸与する。	2,287
合 計		79,985

教育委員会

事業名	事業の概要・目的	決算額 (千円)
労働安全・衛生推進事務	職場の環境改善や教職員の健康管理を徹底するため、衛生委員会の開催や衛生管理者、産業医を配置、またそれに伴う研修等を行う。	2,579
健康相談・指導事務	教職員が病気の予防や健康に対する適切なアドバイスが受けられるように、講習会や健康相談等を実施する。	507
メンタルヘルス対策事業	教職員が心の健康についての理解を深め、予防と早期の対処を行えるよう、専門相談や研修会等を実施する。	651
健康診断事業	教職員の疾病の早期発見や予防に努め、心身ともに健康で働くことができるよう、各種法定健康診断等を実施する。	60,840
合 計		64,577

警察本部

事業名	事業の概要・目的	決算額 (千円)
労働安全・衛生事務	職員が職場で安全で健康に働けるようにするため、安全衛生委員会の開催や、安全管理者、衛生管理者、産業医の設置等を行う。	5,690
健康相談・指導事務	職員が身体の疾病を予防し、健康の保持、増健に関して適切なアドバイスが受けられるように健康相談、健康教育等を実施する。	1,316
メンタルヘルス対策事業	精神疾患の予防や病気、医療に関して適切なアドバイスが受けられるように職員相談、専門相談、研修等を実施する。	551
ライフプラン事業	職員が将来に向けて生活設計が立てられるようにライフプラン講座等を実施する。	127
健康診断事業	職員に対して、法定健康診断及び生活習慣病対策としての各種健康診断を実施する。	20,416
合 計		28,100

ウ 職員の健康診断の状況

健康診断の種類 (法定検診)	知事部局等		教育委員会		警察本部	
	対象者	受診者	対象者	受診者	対象者	受診者
定期健康診断	2,640	2,514	3,756	3,503	1,186	1,186
採用時健康診断	24	24	114	114	90	90
結核健康診断	0	0	0	0	0	0

エ 勤務条件に関する措置の要求の状況

平成19年度中において人事委員会報告からの措置の要求はなかった。

オ 不利益処分に関する不服申立の状況

平成19年度中において人事委員会からの是正の指示はなかった。